

平成 25 年度 県有施設における受動喫煙防止対策状況調査結果について

平成26年2月20日

熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課

1.調査目的等

県有施設における受動喫煙防止対策の実態を把握し、本県の受動喫煙防止施策を一層推進するための基礎資料とする。なお、本調査は平成 23 年度より実施しているものである。

- (1)調査対象:県有施設91施設
- (2)回答数:県有施設91施設(回答率 100%)
- (3)調査期日:平成 25 年 12 月

*割合は、小数点第2位を四捨五入しているため、内訳と合計が一致しない場合がある。

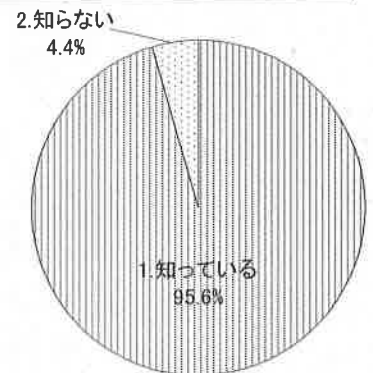
2.結果概要

問1.「健康増進法第 25 条」をご存じですか？

○9 割が知っている。【87 県有施設】

参考:平成 23 年度及び平成 24 年度の周知率は、それぞれ 96.6%、98.9%であり
平成 25 年度は前年度及び前々年度に比べ減少した。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	87	4	91
割合(%)	95.6	4.4	100.0

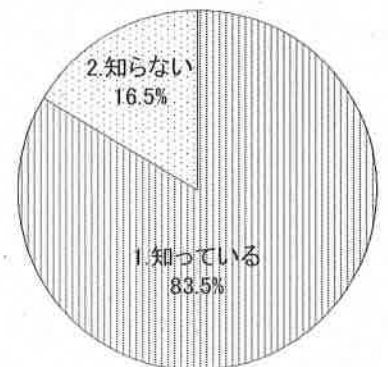


問2.平成 22 年 2 月 25 日付け厚生労働省健康局長通知の「受動喫煙防止対策について」及び平成 24 年 10 月 29 日付け同通知「受動喫煙防止対策の徹底について」をご存知ですか？

○県有施設の 8 割が知っている。

参考:平成 23 年度及び平成 24 年度の周知率はそれぞれ 79.8%、90.1%であり
平成 25 年度は前年度に比べ減少した。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	76	15	91
割合(%)	83.5	16.5	100.0

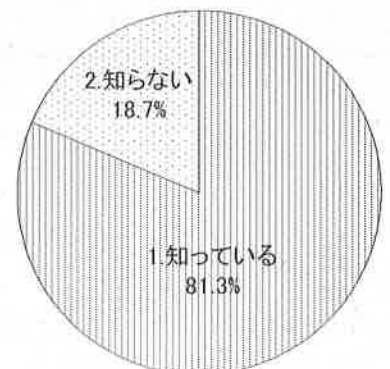


問3.「職場における喫煙対策のためのガイドライン」をご存知ですか？

○県有施設の 8 割が知っている。

参考:平成 23 年度及び平成 24 年度の周知率はそれぞれ 70.8%、84.6%であり
平成 25 年度は前年度に比べ減少した。

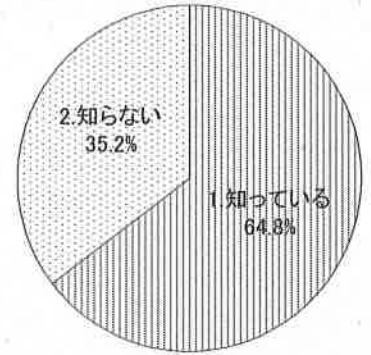
	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設	74	17	91
割合(%)	81.3	18.7	100.0



問4.「第3次くまもと21ヘルスプラン(熊本県健康増進計画 H25～H29)」において、行政機関(県・市町村)の分煙等実施割合の平成29年度目標値を100%としていることをご存じですか。

○県有施設管理者の6割が知っている。

	1.知っている	2.知らない	総数
県有施設数	59	32	91
割合(%)	64.8	35.2	100.0



問5. 貴施設の禁煙及び分煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○禁煙・完全分煙(敷地内禁煙・施設内禁煙・密閉喫煙室設置)を実施している施設が98.9.0%(90/91施設)である。(90/91施設)敷地内禁煙は、5カ所である。

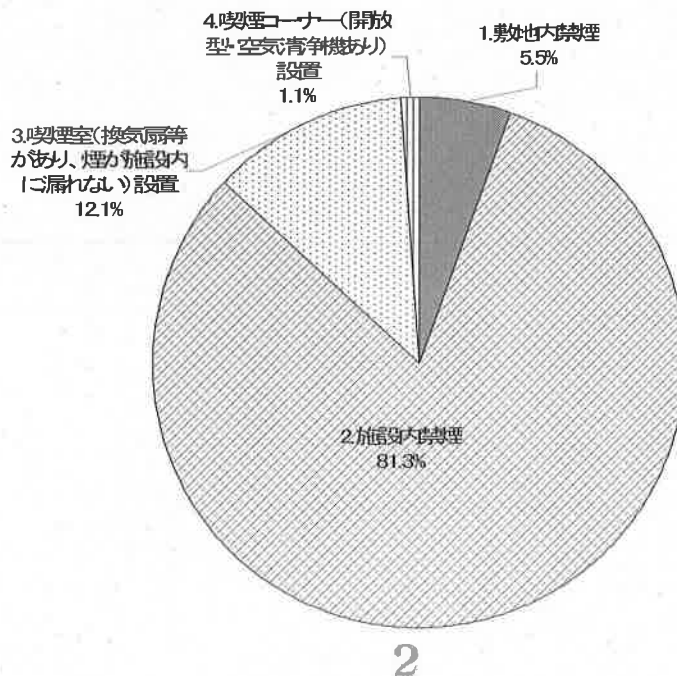
参考:平成23年度及び平成24年度の県有施設における禁煙・分煙の実施率は、82.0%(73/89施設)、95.6%(87/91施設)であり、ほとんどの施設で受動喫煙防止対策がとられている。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙	5	5.5%
2.施設内禁煙	74	81.3%
3.喫煙室(換気扇等があり、煙が施設内に漏れない)設置	11	12.1%
4.喫煙コーナー(開放型・空気清浄機あり)設置	1	1.1%
5.喫煙コーナー(開放型)設置		
6.喫煙場所は設けていない		
合計	91	100.0

90施設
(98.9%)

- <敷地内禁煙施設名>
- ・人吉保健所
 - ・天草保健所
 - ・富岡ビジターセンター
 - ・菊池少年自然の家
 - ・阿蘇みんなの森

県有施設における禁煙及び分煙の状況



問6. 上記問5で2～5と回答された施設(施設内禁煙・喫煙室設置・喫煙コーナー設置:86 施設)にお尋ねします。
敷地内もしくは建物内の喫煙所は何か所ですか。

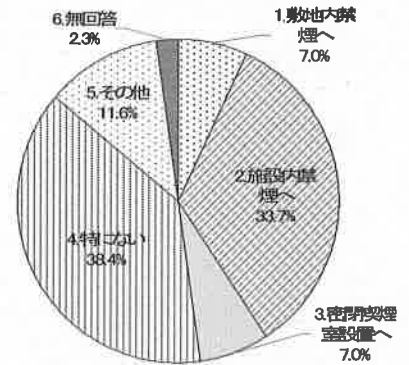
	0～5箇所	6～10箇所	11～15箇所	16～20箇所	総数
県有施設数	76	6	3	1	86
割合(%)	88.4	7.0	3.5	1.2	100.0

問7. 上記問6で2～6の施設(敷地内禁煙でない施設:86 施設)がある場合にお答えください。
今後取り組む受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○今後、禁煙・完全分煙に取り組む県有施設は、48.3%(41 施設)である。

	県有施設数	割合(%)
1.敷地内禁煙へ	6	7.0
2.施設内禁煙へ	29	33.7
3.密閉喫煙室設置へ	6	7.0
4.特にない	33	38.4
5.その他	10	11.6
6.無回答	2	2.3
合計	86	100.0

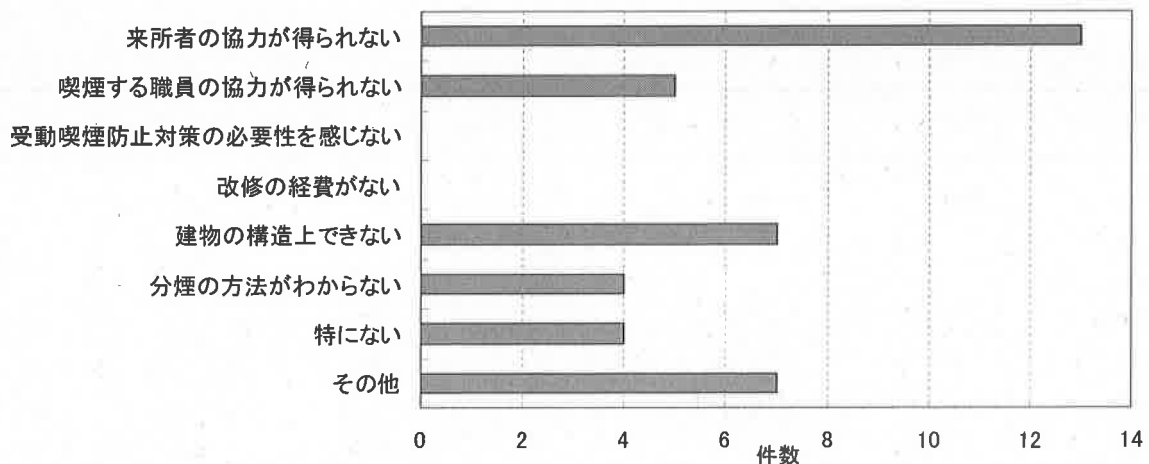
41 施設
(47.7%)



問8 上記問7で4～5を選択(特にない・その他:41 施設)した場合にお答えください。
受動喫煙対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

○受動喫煙防止対策が実施困難な主な理由は、「来所者の協力が得られない(22.4%)」である。

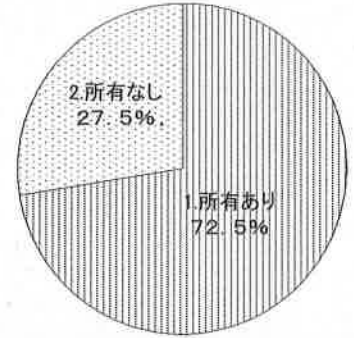
	件数	割合(%)
来所者の協力が得られない	13	22.4
喫煙する職員の協力が得られない	5	8.6
受動喫煙防止対策の必要性を感じない		
改修の経費がない		
建物の構造上できない	7	12.1
分煙の方法がわからない	4	6.9
特にない	4	6.9
その他	7	12.1
無回答	18	31.0
(全体)	58	100.0



問9. 貴施設の公用車所有の有無について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○7割以上が公用車を所有している。(66 県有施設 72.5%)

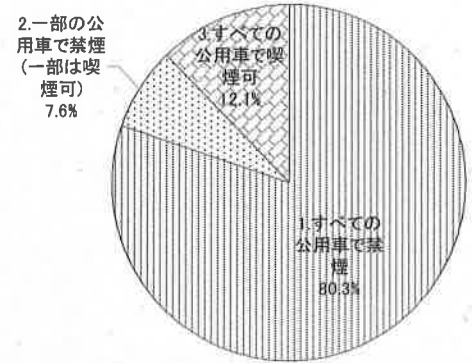
	県有施設数	割合(%)
1.公用車の所有あり	66	72.5
2.公用車の所有なし	25	27.5
総数	91	100.0



問10. 貴施設の所有される公用車の禁煙及び喫煙の状況について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

○すべての公用車で禁煙(80.3%)、一部の公用車で禁煙(7.6%)、すべての公用車で喫煙可(12.1%)である。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙	53	80.3
2.一部の公用車で禁煙(一部は喫煙可)	5	7.6
3.すべての公用車で喫煙可	8	12.1
総数	66	100.0



問11. 上記問10で、2~3を選択(一部もしくはすべての公用車で喫煙可:13 施設)した場合にお答えください。

今後取り組む公用車の受動喫煙防止対策について、該当するものを1つ選んで御記入ください。

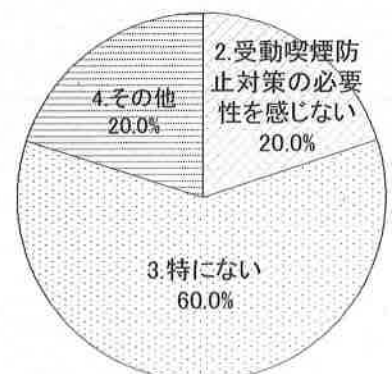
○今後、公用車の禁煙対策に取り組む施設は72.6%(8 施設)である。

	県有施設数	割合(%)
1.すべての公用車で禁煙に取り組む	4	30.8
2.一部の公用車で禁煙に取り組む	4	30.8
3.特にない	4	30.8
4.その他	1	7.6
(全体)	13	100.0

8施設
(61.6%)

問12. 上記問11で、3~4を選択(特にない・その他と回答:5 施設)した場合にお答えください。公用車の受動喫煙防止対策が実施困難な理由を次の中から該当するものを選んで御記入ください。(複数回答可)

	件数	割合(%)
1.喫煙する職員の協力が得られない		
2.受動喫煙防止対策の必要性を感じない	1	20.0
3.特にない	3	60.0
4.その他	1	20.0
(全体)	5	100.0



問 13. 受動喫煙防止対策について、取り組まれていることがあれば御記入ください。

- ・喫煙室の定期的点検を実施している。
- ・H25年9月末より建物内の喫煙コーナーを撤去した。
- ・定期的に開催している衛生委員会で毎回検討している。
- ・喫煙場所を渡り廊下一箇所限定し、施設内での喫煙を禁止している。
- ・喫煙者の禁煙の勧めの実施。
- ・喫煙場所は、建物外の階段、出入口付近としている。
- ・施設内は全館禁煙とし、屋外の喫煙コーナー一箇所に灰皿を設置している。
- ・衛生委員会で検討した結果、平成25年度から喫煙室を廃止した。
- ・以前は屋外喫煙所を庁舎の傍に設置していたが、風向きによってたばこの煙が庁舎内に入り込むため、庁舎から離れた位置に設置場所を変更した。
- ・衛生委員会で検討した結果、喫煙箇所を削減した。(7箇所→3箇所)
- ・現在、庁舎内喫煙室を継続するか廃止するかについて検討している。
- ・例年、受動喫煙防止対策及び喫煙場所等について、年2回の衛生委員会で議題にあげ検討している。
- ・たばこの害と受動喫煙に関する普及啓発のために、局職員を対象としたたばこの研修会を実施した。
- ・職員による職場環境改善委員会を設置し、喫煙ルールを含めた職場環境全体の見直しを行っている。
- ・この1年間で歩行者の動線に近い灰皿2箇所を撤去した。
- ・看板、張り紙等での表示で喚起を実施している。
- ・喫煙防止講習会等への参加。
- ・利用団体の事前相談時に協力を求めている。
- ・喫煙場所を一カ所にしている。
- ・ポスター等による喚起を実施している。
- ・喫煙者の実態を考慮しながら喫煙場所の撤去(減少)を検討している。